

求人情報サイト掲載 などにかかる費用を 補助いたします！

新城市求人情報掲載費用等助成事業補助金

エネルギー価格高騰の影響を受けている市内の中小企業を支援するため、求人情報サイトに掲載する際や副業者とのマッチング時に係る経費の一部を補助します。

申請期間	令和6年4月15日（月）から令和6年12月27日（金）まで ※上記期間内であっても予算がなくなり次第受付を終了します。
補助対象者	・新城市内に主たる事業所を有する中小企業者。 ・令和6年1月以降のいずれかの月の 主な原材料等の仕入れ価格または光熱水費等のいずれか が、令和2年から令和5年の同月比で 5%以上上昇している 事業所を有する中小企業者。 ※自社の業種について、市ホームページ「 中小企業者の定義 」にてご確認ください。 ※農業・林業事業者、医療法人、社会福祉法人、NPO法人等も対象となります。 ※市外にも事業所がある場合、常時使用する従業員数（パート、アルバイト含む）が最も多い事業所を「主たる事業所」とします。
補助対象事業	①新卒者または転職者を対象とする求人情報サイトへの掲載 ②外部人材の活用を目的とする副業・兼業マッチングサイトへの求人情報の掲載 ※1事業者につき、補助金交付は1回のみです。
補助対象経費	・補助対象事業に係る次に掲げる費用の合計額（消費税、振込手数料は除く） ・令和7年2月21日までにサイト掲載が終了し、かつ経費の支払いが完了して実績報告が行えるもの。 ※補助対象事業① 新規ページ作成料、求人広告掲載料、その他掲載に必要な費用 ※補助対象事業② 運営会社に支払う仲介手数料、委託費、コーディネート料、専用サイト掲載料（外部人材に対して支払う報酬、交通費、保険費用等に係る費用を除く）、その他掲載に必要な費用
補助金額	補助対象経費 × 5分の4 ※限度額：1補助対象者につき 60万円

補助金の申請方法、問合せ先などは別紙

【申請から事業完了までの流れ】をご覧ください。

補助金申請先・お問合せ先 **新城市役所 産業振興部 産業政策課**
【住所】〒441-1392 新城市字東入船115番地（本庁舎2階）
【電話】0536-23-7634 【FAX】0536-23-7047
【e-mail】shoukou@city.shinshiro.lg.jp